

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年4月 15 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500699号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600001号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日並びにB社における同被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年11月1日から昭和62年4月1日まで

私は、昭和59年から勤務していたC社の上長により、それまで勤務していた店舗とは別の店舗での勤務を命じられ、昭和61年11月1日から指示された店舗で勤務したが、後になってから、同日以降は別会社の所属になっていたことを知った。請求期間は、A社又はB社において、衣料品店の店長として勤務していたので、いずれかの事業所で厚生年金保険の被保険者であったはずである。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間は、A社又はB社において、衣料品店の店長として勤務していたため、いずれかの事業所において、厚生年金保険の被保険者であったはずである旨主張しているところ、請求者から提出された4枚の給料明細書により、期間の特定はできないものの、当該期間の一部の期間において、請求者はいずれかの事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、i) A社及びB社の事業主(同一人)は、請求期間当時の資料はない旨回答していること、ii) 請求者は同僚への文書照会を希望していないこと、iii) C社の事業主は、請求者に係る人事記録等の資料はなく、A社又はB社が経営する店舗への異動を命じることがあったか否か分からない旨回答していること、iv) 請求者から提出された4枚の給料明細書において、「厚生年金保険及び基金掛金」欄は空欄であることから、請求期間における勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。